

ウェブ会議を活用した調停期日顛末記

公害等調整委員会委員 若生^{わこう} 俊彦^{としひこ}

(元富士通(株)シニアアドバイザー、元総務省総務審議官)

1 はじめに

都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）の行う調停手続へのウェブ会議の導入については、昨年6月に開催された公害紛争処理連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において、その積極的な導入が提唱され、その際に示された様々な懸念については、私なりに整理したものを令和6年11月号に「公害調停IT化のすすめ」として寄稿した。

本年5月に開催された連絡協議会においては、審査会の取組状況が報告され、ウェブ会議の検討・導入がある程度進んできている状況が見て取れたが、その具体的な内容をみると、調停委員・事務局・市町村間の会議で実施したというところにとどまっており、当事者が参加した調停期日をウェブ会議で実施した例はほとんど見られなかった。グループ



討論の際の意見でも、当事者のウェブ参加、なかんずく代理人が付かない当事者本人のウェブ参加には消極的な意見が多

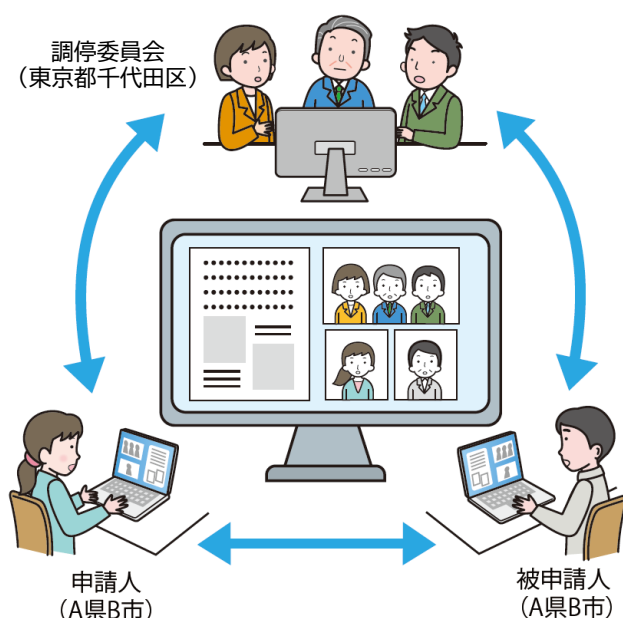
かった。ウェブ会議に不慣れな当事者の参加により期日が円滑に進行できるか、対面により直接働きかけないと説得が難しいのではないか、情報漏洩のおそれなど規律が保たれないのではないかとといった不安がなお払しょくできないようである。

一方で、公害等調整委員会（以下「公調委」という。）においては、ほとんどの期日、ヒアリングにおいて当事者を含めたウェブ会議が実施されており、これは代理人が付いていない場合でも例外ではない。公調委では、もはや当事者を含めた期日等のウェブ会議が常態であり、こうした方式を前提に、いかに効果的に審議を行うかが模索されている。令和4年からウェブ会議の導入を始め、令和6年4月に委員会規則を改正し、正式にウェブ会議を位置付けたことを考えると、短期間において一挙に導入が進んだということができる。

そこで、公調委において実際にウェブ会議をどのように運営しているか、私が携わった事例の中で特に代理人が付かない当事者本人が参加している事例を中心に紹介し、ウェブ会議の導入に躊躇している審査会の皆さんの参考に資したいと思う。

2 当事者のウェブ会議参加により調停を実施した事例

令和7年8月号に「行政ADRの強みと特色を生かした実践例」というコラムが掲載されているが、この事例が、直接私が携わった事例の中で、申請人、被申請人とも代理人が付かず、ウェブ会議で調停期日を開催し、成立に至った事例であり、事案の内容や経過を改めて説明する必要もない（事例の詳細は前記コラム参照）ので、この事例を中心にウェブ会議の活用には焦点を当ててその顛末を紹介することとしたい。



ウェブ会議による調停期日イメージ

まず、審査会との運営の違いとして、公調委の場合、調停期日が開催されるのは審議の後半となることが多いということに留意していただきたい。この事例もそうだが、まず裁定申請があり、当事者ヒアリングや現地調査を経て、裁定委員会が調停による解決が相当であると判断して職権により調停手続きに付し、期日が開催されるという運びとなることが多い。したがって、委員がウェブによる調停期日において

初めて当事者と接するということは稀で、この事例でも私が受命で現地調査に立ち会っており、その際、申請人とは対面で接している。この時点では、残念ながら被申請人の協力を得ることができず、直接接することができなかったが、その後事務局でウェブ会議により申請人、被申請人それぞれとヒアリングを実施し、そうした前裁きを経て調停期日の開催に至っている。やはりウェブによる調停期日を円滑に進行するためにはこうした事前準備とそれを通じた当事者との信頼関係の構築は必要ではないかと考えている。審査会の場合、事務局の体制の制約もあり、こうした事前準備を十分行うことが難しいかもしれないが、本件でもそうだが、調停委員の中から受命により対応可能な委員をあらかじめ選定し、前裁きをやってもらいたいことも考えられる。これは必ずしもウェブ会議に限ったことではないが、受命委員の活用による機動的な進行は一考に値すると思う。

第1回調停期日は、公調委側は調停室から参加し、申請人は自宅兼事務所の一室から、被申請人は勤務先の事務所からそれぞれパソコンで参加する方式で実施することとなっていた。しかし、被申請人が急遽出席できなくなり、被申請人欠席のまま期日を開催した。冒頭、これはウェブ会議においては必ずやっていることだが、申請人に対して、どこから参加しているか、周りに誰もいないかを確認し、この手続きについて録音・録画が禁止されていることを伝えた上で具体的な審議に入った。今回の期日の目的は、申請人に対し調停による解決を説得することであり、このため、測定結果の解釈や裁定になる場合の見通しなど詳細にわたり説明し、調停による方が申請人にとっても利がある

ことを説明した。申請人の大筋の理解を取り付けるまで、ウェブを通じてかなり機微にわたるやりとりを行ったが、特にウェブを通じることによる支障を感じることはなかったと思う。

当日欠席した被申請人に対しては、翌々日に急遽受命委員によるヒアリングをウェブ会議で実施し、調停による解決について説得することができた（なお、このヒアリングを迎えるに当たっては、被申請人から駐車中の自動車内からスマホによるウェブ会議の参加の希望があり、これを認める方向で準備を進めていたが、結局被申請人の事務所のパソコンからウェブ会議に参加することとなった。）。第1回期日において申請人が調停に応じる意向を示してく

れたので、その機を逃さず時間を置かずに両当事者を調停のテーブルに付かせることが肝要と考え、被申請人の隙間時間を押さえてウェブ会議を設定したものである。第2回調停期日は第1回調停期日の約2週間後にウェブ会議で開催することとし、期日までの間に調停案についてはそれぞれ事前に調整を進めた。期日当日は、被申請人が申請人との画面上でも同席をできるだけ避けたいとの意向を示していたこともあり、まず、それぞれ別個に事前に送付した条項案を公調委と画面共有しつつ内容確認を行い、最後に両当事者同席の下で、調停案を画面に映した上で読み上げ、異存のないことを確認し、調停成立となった。



ウェブ会議による調停期日（イメージ）

3 ウェブ会議の強みと特色

上記ウェブ会議の顛末を通して、ウェブ会議による調停の強みと特色を整理してみたい。

まず、ウェブ会議で調停を行うといっても、すべての手続きをウェブ上のやりとりだけで完結するものではなく、現地調査など対面で接する機会も生かして手続きを進めることが重要であり、対面とウェブをうまく組み合わせて柔軟に手続きを進めていくことが肝要である。特に代理人が付かない場合には、当事者との信

頼関係を築く上でもそうした工夫は有効である。

次に、上記顛末の通り、ウェブ会議では、拘束時間が比較的短いため、かなり柔軟に日程調整ができ、機を逃さず解決までスピード感を持って調停を行うことができる。また、本事件の場合、当初、被申請人は調停手続きへの参加に消極的であり、被申請人の負担の少ないウェブ会議によって参加へのハードルを下げたことが、調停成立に繋がった面があるものと考えて

いるが、こうした当事者の負担軽減効果もウェブ会議のひとつの特色である。

さらに、両当事者とも代理人が付かないケースでは、申請に至る経緯からお互いに同席を避けたいということもあり得るが、ウェブ会議であればお互いに対面で会うこともないし、ウェブ上での同席も最小限に抑えることが可能である。これは、当事者の心理的負担の軽減につながるものである。

なお、本事例では両当事者とも仕事でパソコンを使用していると思われ、パソコンの操作に問題はなかったが、別の事例では高齢の申請人

がスマホから参加したケースもあり、この場合、予め、事務局で接続の仕方などを丁寧にレクチャーすれば高齢者でも問題なく対応できるものである。

今回とは別の事例であるが、申請人が健康被害を訴えているケースで、健康上の理由から申請人本人が期日に出頭することが難しい場合でも、ウェブ会議であれば申請人本人の参加が可能であり、こうしたケースでは申請人の手続きへの参加をウェブ会議によって保証することができるのではないかと考えている。

4 おわりに

以上、ウェブ会議による調停の実践例を紹介し、その強みと特色を整理したが、実際にやってみて、対面での実施とそれほど違いがあるようには思われず、むしろその特色を生かして効果的に実施することができるのではないかとというのが偽らざる感想である。

審査会においても、本稿も参考にいただき、調停手続きにおけるウェブ会議の活用について積極的な検討を是非お願いしたい。



【参考】

本記事内で紹介している過去の機関誌「ちょうせい」の記事については、以下の URL をご参照ください。

○機関誌「ちょうせい」第 119 号（令和 6 年 11 月）

寄稿「公害調停 I T 化のすすめ － 調停手続へのウェブ会議導入に向けて－」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000978731.pdf



○機関誌「ちょうせい」第 122 号（令和 7 年 8 月）

コラム「行政 A D R の強みと特色を活かした実践例」

https://www.soumu.go.jp/main_content/001027487.pdf

